

Ⅱ． 被保険者の状況

(1) 被保険者等の推移 (年間平均数)

(事業年報A&E表)

年度		31	2	3	4	5	5年度 伸び率
区分							
総世帯数		26,228	26,011	25,782	25,439	24,645	0.969
	退職単独世帯	19	0	0	0	0	—
	退職混合世帯	8	0	0	0	0	—
	一般世帯	26,201	26,011	25,782	25,439	24,645	0.969
総被保険者数		38,765	37,995	37,354	36,252	34,587	0.954
	一般被保険者	38,736	37,994	37,354	36,252	34,587	0.954
	退職被保険者	29	1	0	0	0	—
	退職本人	27	1	0	0	0	—
	退職被扶養者	2	0	0	0	0	—
介護保険第2号被保険者		12,957	12,752	12,647	12,415	12,094	0.974

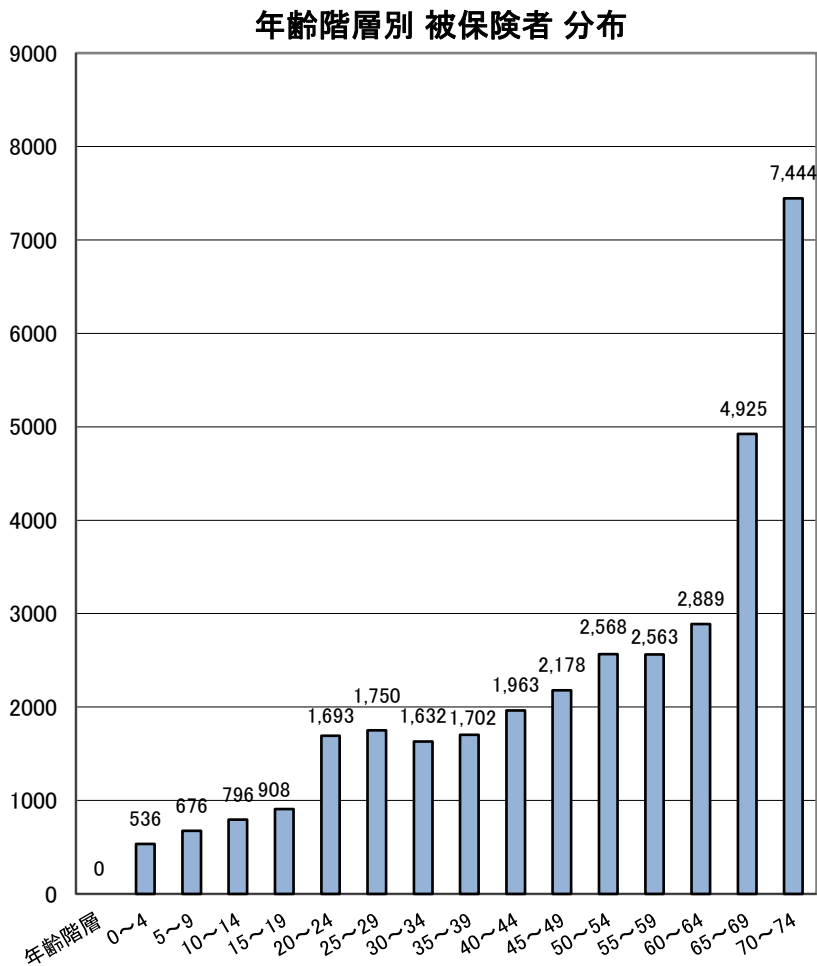
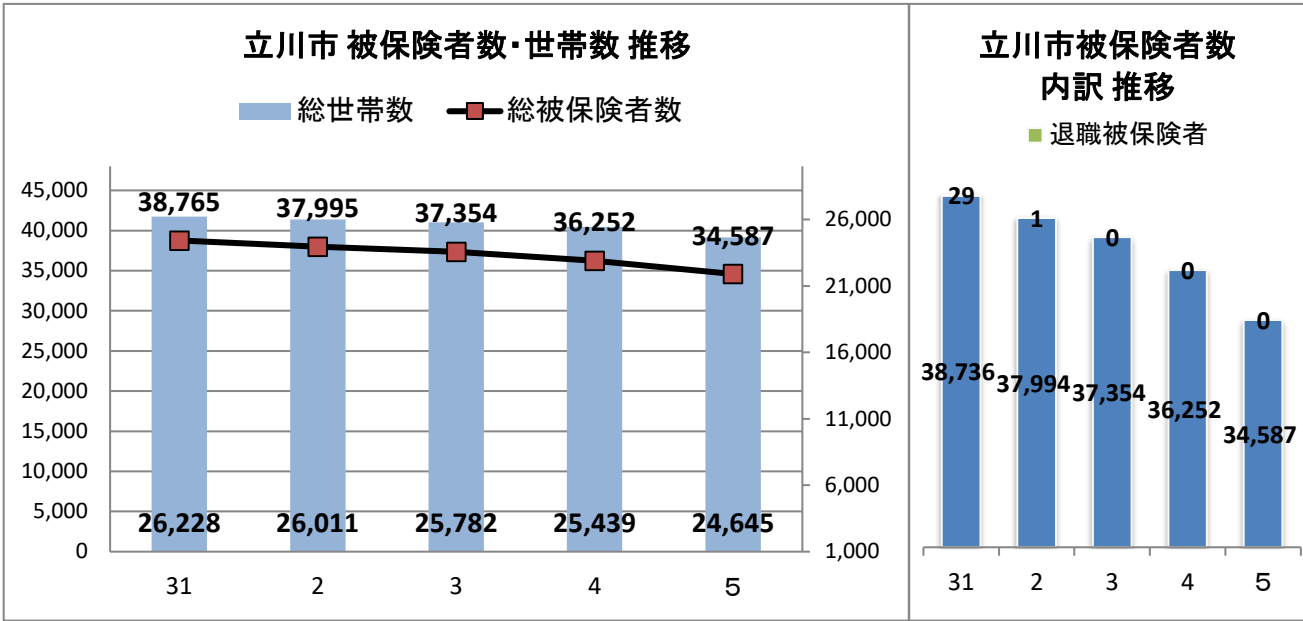
<参考> 東京都市区町村 被保険者数等の推移

年度		31	2	3	4	5	4年度 伸び率
区分							
総世帯数		2,080,233	2,033,722	1,991,958	1,959,010	都集計中	0.983
総被保険者数		2,949,463	2,859,129	2,778,580	2,691,537	都集計中	0.969
	一般被保険者	2,947,512	2,859,114	2,778,580	2,691,537	都集計中	0.969
介護保険第2号被保険者		1,020,413	1,001,552	984,721	959,881	都集計中	0.975

(2) 異動状況

(事業年報A表)

年度		31	2	3	4	5	5年度 伸び率
区分							
資格取得	転入	2,064	2,050	2,109	2,145	2,063	0.962
	社保離脱	5,232	5,284	5,142	5,349	5,706	1.067
	生保廃止	152	113	115	119	115	0.966
	出生	127	107	101	108	114	1.056
	後期高齢者離脱	1	1	1	2	0	0.000
	その他	874	439	420	771	840	1.089
	計	8,450	7,994	7,888	8,494	8,838	1.040
資格喪失	転出	2,196	1,734	1,692	1,794	1,805	1.006
	社保加入	4,955	4,484	4,164	5,282	5,259	0.996
	生保開始	244	256	216	239	216	0.904
	死亡	231	242	256	250	233	0.932
	後期高齢者加入	1,479	1,300	1,669	2,098	1,847	0.880
	その他	584	523	470	785	866	1.103
	計	9,689	8,539	8,467	10,448	10,226	0.979



令和6年4月1日現在加入者数
(抽出日: 令和6年8月19日)

年齢階層	人 数	占有率
0～4	536	1.57%
5～9	676	1.98%
10～14	796	2.33%
15～19	908	2.65%
20～24	1,693	4.95%
25～29	1,750	5.11%
30～34	1,632	4.77%
35～39	1,702	4.97%
40～44	1,963	5.74%
45～49	2,178	6.36%
50～54	2,568	7.50%
55～59	2,563	7.49%
60～64	2,889	8.44%
65～69	4,925	14.39%
70～74	7,444	21.75%
総 計	34,223	100.00%

<国保標準システム年齢別統計表より>

【傾向の説明及び備考欄】

- ・平成19年度を境に、総被保険者数は減少傾向にあるが、特に近年加速度的に減少している。
- ・平成28年10月より被用者保険の適用範囲が拡大し、国保被保険者は全国的に減少している。
- ・退職医療制度は平成26年度末で廃止のため新規対象者が減少し、令和3年度以降は適用者なし。
- ・国保被保険者数減少は全国的な傾向。①後期高齢者医療制度への移行者増、②60歳代前半の継続雇用が増加していることが要因と考えられる。

短期被保険者証・被保険者資格証明書

<制度の目的等>

短期被保険者証

保険料を滞納している世帯に対して、一定の基準に基づき、通常の被保険者証より有効期間の短い「短期被保険者証」を交付しています。これは、証の更新の機会をとらえ、滞納者との接触を図り、その実情の把握と納付相談・指導等を行うことを目的に実施しているものです。

被保険者資格証明書

災害、重篤な病気及び疾病等の特別な事情が生じた場合を除き、再三の納付交渉にも応じずに長期間保険料を滞納している世帯などに、医療機関でかかった医療費がいったん全額負担となる「被保険者資格証明書」を交付しています。

『国民健康保険法』では、政令等で定められた特別の事情がある場合を除き、省令で定められた期間を超えて保険料を滞納している世帯に対しては、被保険者資格証明書を交付することが明記されています。

なお、資格証明書の交付に当たっては

「立川市国民健康保険短期被保険者証被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱」に則り、「立川市国民健康保険料滞納者対策対象者審査会」の審議を経て、決定されます。

<各年度末 交付状況等>

短期被保険者証の交付世帯状況

31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
330	266	311	216	232

(参考) 5年度中の新規適用件数	235
5年度中の解除件数（喪失を含む）	219

被保険者資格証明書の交付世帯状況

31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
22	11	4	2	12

(参考) 5年度中の新規適用件数	11
5年度中の解除件数（喪失を含む）	1

